

西東京市緑化審議会会長様

西東京市長 丸山 浩一

下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用について（諮問）

西東京市みどりの保護と育成に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 128 号）第 17 条の規定に基づき、下記の事項について西東京市緑化審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

都市緑地法第 12 条の規定による下保谷四丁目特別緑地保全地区（平成 24 年 11 月指定）の保全と活用について

2 諮問理由

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、西武池袋線保谷駅北口より約 400m に位置し、中低層住宅地による土地利用が進み、今後も都市化が更に進展することが予測される地域において当該緑地は、屋敷林としての樹林のみならず屋敷と一帯としての風致景観が優れていること、動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があることから、平成 24 年 11 月に、特別緑地保全地区に指定しました。

また、平成 25 年から平成 29 年までの間に、市が全ての用地取得を行うとともに、家屋等についても寄附を受けたところです。

特別緑地保全地区指定の基本方針でもある保全に加え、今後は、地域資源として市民の皆様にご利用いただくための活用についても方針として定めていく必要があります。

以上のことから、貴審議会において調査審議のうえ、ご答申いただきたく諮問いたします。